

随意契約ガイドライン

令和 7 年(2025 年)4 月

南島原市

随意契約ガイドライン

1	随意契約ガイドラインについて	1
2	随意契約における適切な判断の必要性について	2
3	随意契約により契約を締結する場合の留意事項	3
4	施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の適用について	4
	(1) 地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき	4
	(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	5
	(3) 特定の施設等から物品及び役務の調達をする契約をするとき	7
	(4) 地方公共団体の長の認定を受けた者からの新商品等を調達する契約を するとき... 8	
	(5) 緊急の必要によるもの	9
	(6) 競争入札に付することが不利なもの	10
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	13
5	見積書の徴収について	14
6	特命随意契約の合議について	15

(令和 6 年(2024 年) 3 月 1 日策定)

(令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日一部改正)

1 随意契約ガイドラインについて

地方公共団体では、公共工事、物品調達等、さまざまな契約が行われています。当然のことながら、金額の大小にかかわらず、全ての契約は適正に執行されなければなりません。

地方公共団体の契約締結方法は一般競争入札が原則であること、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項の規定に基づく随意契約は例外であることを改めて認識し、随意契約を締結する場合には、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等について、契約内容を客観的、総合的に判断することで、公正性、経済性を確保し、市民に対する説明責任を果たすとともに、随意契約の適正かつ円滑な運用を確保する必要があります。

このガイドラインは、本市が締結する随意契約についての標準的な解釈・指針を示すものとして定めるものである。

地方公共団体の契約

（１）契約とは

契約とは互いに守らなければならない法的責任を伴う約束のことで、当事者双方の合意によって成立します。

契約書を交わすものはもちろんのこと、契約書を交わさずに少額な物品を購入する場合や軽微な修繕等を行う場合であっても、相手方に何かを履行してもらい対価を支払うものの全ては契約によって行われています。例えば消しゴム 1 個を購入するにしても、売買の合意がなされれば、契約書などの書面の取り交わしがなくても契約が成立します。

（２）契約の 3 原則

地方公共団体の契約では、公金の支出を伴うことから、以下の点を確保することが求められます。

公正性の確保：一般競争入札や随意契約等による契約の相手方の決定の適正さの確保

経済性の確保：入札や見積合わせ等による有利な価格、条件による経済性の確保

適正履行の確保：契約書の作成、厳正な監督及び検査等による契約の適正な履行の確保

これらを確保するための方法として、不特定多数の参加者を募ることによる自由な競争を通じて行う「**一般競争入札**」が、地方公共団体の契約の原則となっています。しかしながら、全ての契約において手続きが煩雑で時間を要する一般競争入札を行うと、事務処理に過大な負担が伴うことや、契約の目的や性質によっては必ずしも一般競争入札に付することが適当でない場合もあることから、例外的に「**指名競争入札**」、「**随意契約**」、「**せり売り**」により契約を行うことが認められています。ただし、その適用は、施行令で定める場合に該当するときに限られています。（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 234 条第 1 項、同条第 2 項）

2 随意契約における適切な判断の必要性について

随意契約について

随意契約とは、入札によらず任意で決定した相手と契約を締結すること、及び締結した契約をいう。（法第 234 条及び施行令第 167 条の 2）

このガイドラインを参考にしながら、随意契約とする場合でも、できる限り競争性の確保を念頭において、随意契約の適正な執行に努め、随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重な判断が必要である。

【随意契約の種類】

随意契約は、その適用理由により、次の三種類に分類される。

・少額随意契約

予定価格が少額（例、工事 200 万円・物品購入 150 万円・業務委託 100 万円に満たない）の場合、2 者以上の者から見積書を徴して契約者を決める方式。

また、正当な理由がなく、一括に発注すべき契約を複数に分割することで少額随意契約を行ってはならない。

・特命随意契約

競争の方法によらず、特定の業者を指定して契約を締結する方法。

競争性がなく落札額が高止まりとなりやすく、問題も生じやすいので、根拠を明確にして客観的・総合的な判断が必要。

・不落随意契約

競争入札を行っても入札者がいなかったり落札しなかったりした場合、又は、落札者が契約を結ばない場合に行う。

ただし、南島原市では適用していない。

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、随意契約にあっても予定価格が 250 万円（税込み）を超える工事について、指名した理由や契約の内容など公表の必要があります。

本市においては、随意契約における透明性の確保を目的に、予定価格が 250 万円（税込み）を超えるすべての随意契約の案件について、契約の内容等の公表を行う。

【読替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、このガイドライン中「施行令第 167 条の 2 第 1 項各号」を「地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項各号」に読み替えるものとする。

3 随意契約により契約を締結する場合の留意事項

随意契約による場合は、次の事項に留意し、慎重に執り行うこと。

(1) 根拠法令の明確化

随意契約による場合は施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までのどの号に該当するかを明らかにする必要がある。特に 1 者による随意契約は、施行令の該当が明らかであること及び真にやむを得ない理由がある場合に適用すること。

(2) 公平性及び競争性の確保

随意契約による場合も、競争を原則とした契約執行の理念に基づき、できる限り複数の者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、最も有利な価格で見積りをした者を契約の相手方に決定すること。

(3) 少額の随意契約執行に係る留意点

南島原市契約規則第 17 条は、一定金額以下の契約について事務の軽減を趣旨に随意契約ができる規定である。

したがって、本来、競争入札に付すべき事案を合理的な理由もなく、意図的に分割してはならない。

(4) 透明性の確保

特命随意契約をする場合は、透明性を高めるため、どのような検証を行い、どのような理由で、1 者しかないと判断したのか等の過程(理由)を具体的に明らかにしないと、市民に対する説明責任を問われることになる。単に「過去の実績」や「業務に精通している」、「特殊な業務」等のみを理由に随意契約とすることは適切ではない。以下の事項を参考にすること。

- ① 他課・機関で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ② 近隣自治体等で類似業務が想定されている場合、契約状況を確認すること。
- ③ 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1 者しかない状況を具体的に説明できること。
- ④ 契約相手方は、委託する主要な業務を再委託する実態はないか確認すること。
- ⑤ 複数年同一業者と契約している場合、新規業者の参入等の状況変化で複数者の参加が可能となっていないか確認すること。
- ⑥ 仕様等の変更や業務の分離・分割等で入札ができる余地はないか確認すること。
- ⑦ 随意契約を適用するために、特定の業者が事実上有利になるような仕様書を、客観的かつ合理的な理由もなく故意に作成し発注することは、厳に慎むこと。

4 施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の適用について

(1) 地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃 貸借料の年額又は総額)が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

【適用基準】

事務の効率性の観点から契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、本号により随意契約によることができることとされている。

南島原市契約規則第 17 条では、施行令別表第 5 に基づき、次のように定めている。

- ア 工事又は製造の請負 200 万円
- イ 財産の買入れ 150 万円
- ウ 物件の借入れ 80 万円
- エ 財産の売払い 50 万円
- オ 物件の貸付け 30 万円
- カ 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

※委託や役務の提供は上記力に含まれる。

《注意事項》

ただし、契約規則では 1 件の予定価格が 20 万円を超えない物品の購入又は 100 万円を超えない工事その他請負をさせる場合は、南島原市契約規則第 18 条第 1 項第 3 号において 1 人の見積書でよいことになっているが、額の範囲内であっても、競争性を排除するものではなく、不適切な物品調達の経理事務の防止及び競争性の確保などのため、原則 2 人以上の者から見積書を徴し、契約することとする。

【その他特記事項】

- ① 他の号の理由と併合した場合には、原則として第1号が優先適用となる。
- ② 地方公共団体の契約方法の原則は一般競争入札であることから、例外規定である随意契約の本号を該当させるため、意図的に分割して発注してはならない。
- ③ 単価契約については、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されているものについては、その予算総支出額により判断する。
- ④ 仕様に全ての内容を含めず設計金額を引き下げて少額随意契約にし、契約後に変更契約や付帯工事（業務）を発注することは行ってはならない。

（２）契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

（施行令第167条の2第1項第2号）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【適用基準】

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用する。

契約の内容から当該契約者以外の者に履行させることが業務の性質上不可能であるかを判断する。契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において選択肢が無く特定されていることが必要である。

【工事請負契約関係】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ア 特許工法や新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させな

ければならない工事

イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

ウ 埋蔵文化財の調査、発掘等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

③ 企画提案方式等により契約の相手方を予め特定している工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合

・南島原市契約規則第 18 条第 2 項

(官報、県報、収入印紙、郵便切手、新聞等)

② 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合

・試験問題の印刷物の発注等

③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合

・不動産の買入れ等

④ 特殊な性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊な技術(特許等)を必要とする場合

・市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合等

⑤ 市が試験をするため物品の製造等をさせる場合

・特殊な規格、品質等が要求される場合等

⑥ 特定のものでなければ役務を提供することができない場合

・特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等

⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合

⑧ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合

⑨ 法令等により契約の相手方が特定されている場合

⑩ 市内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合

⑪ 施設の維持管理において、他の施設(市以外の者が所有管理する施設を含む。)と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合

⑫ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が 1 者に特定される場合

⑬ 企画提案方式等により契約の相手方を予め特定している業務

【特記事項】

本号は特命随意契約の場合に多く適用されているが、後述の第 6 号と判断を誤ることのないように確認すること。

《注意事項》

本号を適用する手続として、仕様内容を民間事業者の技術や知識により、より一層の向上を要求するコンペ、プロポーザル方式があげられるが、これらの方式の採用に当たっては、参加業者の範囲の特定及び内容審査等について、公正性、透明性の確保に留意することが必要であり、候補者選定委員会の設置や公募型による選定が望ましい。

また、調査、研究等に係る一連の契約で、先行する契約により契約の相手方が得るデータ等が後続する契約の履行に必要な場合は、当初の契約において、取得するデータ等のうち後続する契約の履行に必要な全てのデータを市に提供する旨を仕様書に定め、後続する契約を競争入札にするよう努めること。

(3) 特定の施設等から物品及び役務の調達をする契約をするとき

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業(同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 10 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは

同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。))が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。))が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

【適用基準】

本号では、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができる」とされている。

本号による随意契約の対象となるのは、福祉関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合である。なお、工事請負契約は該当しない。

(4) 地方公共団体の長の認定を受けた者からの新商品等を調達する契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

【適用基準】

本号の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約により行うこ

とができるとされている。

地方自治法施行規則第 12 条の 3 により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性がある、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考える。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事請負契約や測量・建設コンサルタント等業務に係る契約などは該当しない。

(5) 緊急の必要によるもの

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【適用基準】

「緊急の必要があること」及び「競争入札に付すると契約の目的を達することができなくなること」の二つの要件を備える必要がある。例えば、災害時において競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失い、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、人命上、経済上はなほだしく不利益を被る場合

本号を適用する際には、次の事項に留意することが必要である。

- ① 客観的性質から緊急性が必要であり、事務処理が間に合わない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないというような理由では本号を適用することはできない。
- ② 緊急の対応を行わなければ、市民生活等へ重大な影響が生じるおそれがある場合には適用できる。
- ③ 市民生活等への影響を考慮して判断するものであり、事故や故障をもって直ちに随意契約できるものではない。
- ④ 可能な場合には、複数の事業者から見積りを徴するなど、経済的合理性に留意すること。

【工事請負契約関係】

緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的な余裕がない場合

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

緊急に施行しなければならない業務等であって、競争入札に付す時間的な余裕がない場合(緊急に対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすと認められるもの)

- ① 道路陥没、自然災害等に伴い応急的な復旧のため必要とするもの
- ② 電気、機械設備等の故障に伴い緊急に復旧を必要とするもの
- ③ 災害の未然防止のために緊急に必要とするもの
- ④ 感染症発症時において、蔓延防止のための薬品、衛生材料等の緊急に必要とするものの
- ⑤ OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合
- ⑥ 解散選挙などのように、法令等の規定により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするものを調達する場合

【特記事項】

設備機器等に関する事故発生時や災害時等、緊急の必要により競争入札に付する時間的余裕がないときのほかは適用せず、濫用は許されない。したがって、単に事務処理が間に合わないという理由のみでは適用すべきではない。

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(施行令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【適用基準】

「競争入札に付することが不利」の解釈は、価格面の有利、不利があるが、次に掲げるように、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

- ① 契約履行中の者に履行させた場合には、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等が有利と認められるとき。

- ② 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。
- ③ 早急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。
- ④ 契約の履行に当たり必要となる（収集又は取得に相当の期間を要する）データ、知識、技術等を有する特定の者と契約することが有利と認められる場合

【工事請負契約関係】

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する附帯的な工事
- ② 施工中の工事(前工事)に引き続き施工される工事(後工事)で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物(一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確になる等のおそれがあり、両工事が密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事(ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の削減が確保できるものに限る。)
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道の工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加業務
 - イ 本体業務と密接に関連する附帯的な業務
 - ウ 施設管理業務等、継続を要する業務(年度当初など入札をする時間的余裕がない場合において、入札を実施し新たな業者が業務を遂行できるまでの間の現受託者との契約)
- ② 引き続いて委託する業務で、継続して施行させた場合、履行期間の短縮、経費の

削減、安全、円滑かつ適切な施行が確保できる等有利と認められる場合

ア 継続して行うことにより一体の成果物(完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。)の完成を目的とし、業者が異なる場合は契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるもの

イ 前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすと認められるもの(期間の短縮、経費の削減が確保できるものに限る。)

③ 他の所管の発注に係る現に履行中の業務で、当該履行中の者に受託させることにより、履行期間の短縮、経費の削減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができるものと認められる場合

④ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限り再リースを行う場合

⑤ 機器、設備、情報処理システム等の維持管理(運転、保守、運用支援等を含む。)

で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合

ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確であること。

イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定が困難となることや、責任区分があいまいになること、又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確であること。

《注意事項》

施行令第167条の2第1項第6号は、相手方が1者となる場合があり、同項第2号と接近しているように見受けられるが、同項第2号は「その者しかできない」場合であるのに対し、同項第6号は履行者が極めて限定されるが「予定価格以下になる」という要件を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

【特記事項】

① 本号の有利、不利の解釈は、主には価格面の有利、不利があるが、その業務の品質、期間、安全性も考慮して決定する。

② 発注した工事において設計変更が必要になった場合は、工事請負契約における設計変更等ガイドラインに基づき適正な判断により行う。

③ 現に契約履行中の工事又は業務等の契約変更の場合は、本号が該当する。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

【適用基準】

「時価に比して著しく有利な価格」についての考え方は、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題が無く、かつ、予定価格(時価を基準としたもの)から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

また、「調達品質の確保」という観点からも慎重に検討を行い、判断をする必要がある。

【工事請負契約関係】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

【物品買入・業務委託等契約関係】

- ① 特定の者が、過去に受注した業務の技術・資料や資産等を所有するため、当該者と随意契約することにより、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- ② 特定の者が開発したシステム等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- ③ 競争の余地のない物品の買入で、公益的理由により有利な価格で契約することができると認められる場合
- ④ 印刷物等で、原版を保有しているため、他の者に比べて著しく有利な価格で契約できると認められた場合。

【特記事項】

「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから7号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定することが必要である。

5 見積書の徴収について

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約の執行に当たっても、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者より見積書を徴することが原則である。見積書の徴収について、契約規則では、以下のように定めている。

南島原市契約規則

(随意契約の見積書の徴収等)

第 18 条 随意契約により契約を締結しようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1 人の者の見積りをもって代えることができる。

(1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。

※施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の規定に該当し、相手方が特定される随意契約

(2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。

(3) 1 件の予定価格が 20 万円を超えない物品の購入又は 100 万円を超えない工事その他の請負をさせるとき。

※不適切な物品調達 of 経理事務の防止及び競争性の確保などのため、原則 2 人以上の者から見積書を徴し、契約することとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、見積書を徴さないことができる。

(1) 郵便はがき、郵便切手、収入印紙等専売価格の定めがあるものの購入

(2) 官報、新聞、法規追録等の定期刊行物及び図書の購入

(3) 食糧品の購入

(4) 既に起工された工事の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が 200 万円を超え、かつ、設計変更前の額の 2 割を超えて増額するものを除く。

(5) 既に起工された工事に関する設計、調査、測量業務等の設計変更に伴い変更業務委託料を定めるもの。ただし、設計変更後の額が 100 万円を超え、かつ、設計変更前の額の 2 割を超えて増額するものを除く。

(6) 単価契約を行っている物品の購入

(7) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが適当でないと認められるもの

6 特命随意契約の合議について

随意契約の理由が、施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当しなければ、入札を行う必要がある。このため、入札が適当と判断された場合に、入札に移行できる日程的な余裕を持って、総務部管財契約課に特命随意契約の合議を行わなければならない。

また、合議に当たっては、本ガイドラインを参照し、契約内容をよく確認したうえで、施行令第 167 条の 2 第 1 項の該当号数を判断しなければならない。

1 合議が必要となる特命随意契約

- (1) 1 件の予定価格が20万円以上の物品の購入
- (2) 1 件の予定価格が100万円以上の工事又は業務委託
(各種修繕、その他請負については (2) に該当する)

2 特命随意契約理由書

管財契約課への合議の必要がない案件についても、特命随意契約理由書を作成し、決裁文書等に必ず添付すること。

3 合議する時の添付資料

添付資料として、仕様書(案)、有効な見積書(見積有効期間が満了していないもの)及び別紙「随意契約チェックリスト」に担当課でチェックを行い、併せて添付すること。

また、価格の妥当性について検証した場合には、その検証結果について詳細に記載する必要がある。

別紙

随意契約チェックリスト(各号共通事項)

No.	項目	チェック
①	施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれかで随意契約が可能となっているか	☐
②	随意契約とした場合の合理的な理由があるか	☐
③	ただ前例を踏襲しているだけではないか	☐
④	工夫しても競争入札に付することはできないか	☐
⑤	競争入札をするよりも、不利にならないか	☐
⑥	価格面や工期等で問題はないか	☐
⑦	価格の妥当性についての検討がなされているか	☐

1 号関係

①	契約規則で定めている金額以下の契約予定金額であるか	☐
②	契約の内容や目的が、施行令で定める内容と適合しているか	☐
③	恣意的な分割発注となっていないか	☐

2 号関係

①	契約の相手方として、本当にその相手方しかないか(唯一性)	☐
②	当該契約者以外の者に履行させることが業務の性質上不可能であるか	☐
③	履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているか	☐
④	業務等に精通している等のみをもって当該契約者を限定していないか	☐
⑤	恣意的な業者選定とならないよう仕様書が作成されているか	☐

5 号関係

①	緊急対応を行わなければ、市民生活等へ重大な影響が生じるおそれがあるか	☐
②	事務処理が間に合わない等の事務の遅延で 5 号を適用していないか	☐
③	入札に付する時間的余裕はないか	☐

6 号関係

①	客観的に履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利性が認められるか	☐
②	他者の見積書と比較するなど、有利性の検証がなされているか	☐

7 号関係

①	品質、性能等が他の物件と比較して問題がないか	☐
②	他者の見積書と比較するなど、価格の検証がなされているか	☐